

(主として規模の小さい自治体での)

「障害者差別解消支援地域協議会」設置の課題

2019年3月16日

「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業報告会」

長生ひなた 渋沢 茂

sigeru.sibusawa@nifty.ne.jp

☎ 090-2479-2046

障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等について

1. 地域協議会の設置状況

平成28年10月1日時点

選 択 肢	都道府県		政令指定都市		中核市等		一般市		町村	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア 設置済み	34	72%	14	70%	31	38%	102	14%	43	5%
イ 事実上設置済み	3	6%	2	10%	11	14%	117	16%	116	13%
ウ 共同で設置済み	0	0%	0	0%	0	0%	23	3%	48	5%
エ 設置予定	10	21%	2	10%	24	30%	231	32%	216	23%
オ 設置しない	0	0%	0	0%	1	1%	18	3%	20	2%
カ 未定	0	0%	2	10%	14	17%	221	31%	485	52%
計	47	100%	20	100%	81	100%	712	100%	928	100%

* 「事実上設置済み」とは、障害者差別解消法に基づく地域協議会は設置していないが、地域協議会の事務に相当する事務を行う組織が別に設置されている場合をいう。

障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等について

平成29年4月1日時点

1. 地域協議会の設置状況

※「設置済み」「共同で設置済み」の回答には、他法令に基づく機関に同様の機能を付加している場合など、事実上設置済みのものを含む

選択肢	都道府県		政令指定都市		中核市等		一般市		町村	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア 設置済み	46	98%	20	100%	55	67%	273	38%	175	19%
イ 共同で設置済み	0	0%	0	0%	1	1%	59	8%	112	12%
ウ 設置予定	1	2%	0	0%	11	13%	158	22%	148	16%
エ 設置しない	0	0%	0	0%	1	1%	12	2%	14	2%
オ 未定	0	0%	0	0%	14	17%	210	29%	478	52%
計	47	100%	20	100%	82	100%	712	100%	927	100%

自治体の声なき声...

- ・〇〇協議会とか〇〇部会とか、あれもこれも忙しい
- ・「差別」の相談はあがってこない。
- ・何をやれば良いかわからない
- ・必置でなければやらなくて良いのではないか

会議が有効に機能するために必要なこと

- ☆地域にある課題の解決と開催の目的が合致していること
- ☆参加者のモチベーションが保たれていること
- ☆会議の議題が適切であること
- ☆紋切り型の会議ではないこと
- ☆事務局が役割を果たしていること

【長生郡市総合支援協議会で行っていること】

■障害者差別解消地域協議会準備会（障害福祉圏域1市6町村で構成）

■目的

- ①地域で起こっていることを共有すること
- ②そのための仕組みを考えること。

■構成員

1市6町村の行政担当者、差別条例指導員、成年後見人、法律家、就業・生活支援センター、中核地域生活支援センター

■行っていること

- 2016年12月に第1回準備会を開催。以後、2017年11月までに4回の会議を開催した。
- まずは上記メンバーの意識合わせをすることを重視して回数を重ねている。
- 今後、上記メンバーに都度都度でゲストを招いての協議を予定している。

■第1回 2016年12月【障害者差別について思いの摺り合わせ】

- 行政:地域協議会設立の手引きを呼んだが、長生のこの地域で作れるのかどうか不安。
- 弁護士:伝えることを分かりやすいようにしなければならないと思っている。
- 県条例:一緒に考えていける場があると良いと思っていた。
- 行政:報告し合っているだけでは意味がないのではないかと。
- 行政:事例がない。差別かもしれないのが流されてしまう。初歩的なことから始めたい。
- 行政:どこからどこが差別なのか区別が出来ない。知識の下積みが出来ない。
- 行政:点字、音声資料が置いておいたら、それだけではわからないと言われた。
- 弁護士:障害の特性を分かっていないと配慮できないことがある。
- 後見人:障害者条例が出来たころ、相談が沢山あった。出来た時の意気込みと変わっている。
- 行政:勉強不足だと思った。
- 行政:意見を聞いたのが新鮮だった。行政と違う見方とか。色んな話が聞けて良かった。
- 行政:配慮が、分からない。車椅子の話。杖のおばあさん。

■第2回 2017年2月【地域協議会設置のイメージ摺り合わせ】

- 進行:地域協議会の設置について。参加者の負担にならないようにした方が良い。
- 行政:設置するなら広域の方が良い。単独では事例がなくて消えていく可能性がある。
- 行政:何かあった時に頼れる機関があると良い。県から設置の調査がある。
- 弁護士:法律案件に協力したい。
- 行政:どこまで対応するのか。その線引きが難しい。昨日県の説明会で事例が出た。
- 進行:民間の立場は白か黒かジャッジする立場ではない。
- 行政:行政は制度に沿ってジャッジせざるを得ないこともある。
- 行政:地域協議会と市町村行政の関係はどうなるのか?個別対応をどこまでするのか?
- 委託:最初は、閉じられた中で事例を共有することが大事ではないか。
- 行政:聴覚障害の方が来て電話連絡の代行を行った。合理的配慮に位置づけられるのか?
- 委託:「権利擁護部会」等として、様々な問題を取り込めると良い。

☆総合支援協議会の中に位置づけることで合意

☆作業部会で細部の検討を行い、次回に提案。

☆その後総合支援協議会幹事会→総会での合意を目指す。

■第3回 2017年6月【前回までの確認・地域協議会のイメージ擦り合わせ②】

- 行政:地域協議会の設置、案件が出てきた時にあるとありがたい。
- 弁護士:成年後見、借金などの相談はかなりある。
- 後見人:困っているのに上がってこない。困ったままで追い詰められている状況を何とかしたい。
- 行政:案件は起こっているけど、役所には届いて来ないのではないか。
- 行政:差別とを感じる事はある。医療系とか。
- 行政:虐待案件で県の対応がうまくない。
- 行政:県の担当者のスキルがない。県の中で連携がない。現場感がない。
- 条例:各市町村で事例がある。守秘義務があって積みあがっていかない。
- 行政:市町村がアセスメントしてつなげばよい。虐待の判断後に、関わる人を増やす。
- 行政:構成員として、医療関係者は？
- 行政:警察、消防にも知ってほしい。
- 行政:テーマを決めた方が集まりやすいと思う。
- 行政:色んな関係者を網羅することは難しい。核のメンバーをつくって、テーマによってオブザーバーを呼ぶような方法もあるのではないか。

■第4回 2017年11月【地域協議会の設置と内容について】

- 後見人:この会に参加している人が生き生きと活動できる会になると良い。
- 行政:位置づけについて。総合支援協議会幹事会にぶら下げるのがよい。
- 行政:次回に要綱を提案する。
- 行政:ケース検討。啓発をやりたい。
- 委託:テーマを決めて話を進めていく。医療・教育・医療・交通。
- 行政:当事者が差別を感じるか?不便さを感じるか?聞きたい。
- 行政:一般企業の取り組みを聞いてみるのは良いかも。
- 後見人:障害者には虐げられた歴史がある。
- 進行:どこで折り合いをつけるのか、考えなければいけないのではないか。
- 行政:市町村では解決できないこと。この場が解決できるような機会になってほしい。
- 進行:あまり大上段に構えないではじめてみるか。このメンバーの意識合わせから

■第5回 2018年3月【設置要綱の検討・県条例から事例共有】

【協議会の設置運営に必要なポイント】

- ☆まずは相談を受ける人の感度を合わせることを目的に
 - 相談数はあまりない。一般相談から吸いあげること。
- ☆参加者の意識に合わせたテーマ設定をすること
 - 一人一人の参加者をおいてきぼりにしないこと
- ☆進行は民間事業所が担った方がよい

⇒5年後、10年後の醸成を目標に！